基本的な枠組みは、戦後になって一九四七(昭和二二)年に学校教育法が公布されるまで変わ 大学令によって明示されていた機能分担があいまいなものへと変化したことがうかがえます。 によると、 ることがなかったのです。 その後、大学令や改正帝国大学令によるこうした「学部」と「研究科」「大学院」に関する 学部において教育と研究を行い、研究科において研究を行うとされており、 旧帝日 玉

一、名古屋帝国大学大学院

▼本人希望による入学

帝国大学通則にある大学院関連の諸条項にもとづいて戦前の大学院 日、名古屋帝国大学通則、同学位規程などの諸規程類が制定されています。ここでは、名古屋 屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日の施行によって創設されました。これにともない同 名古屋大学の前身にあたる名古屋帝国大学は、一九三九(昭和一四)年三月三一日に (旧制大学院) のようすを 「名古

描き出してみましょう。

院学生 に 在のような入学試験の実施に関する記述はみられません。そして入学後は、すでにふれたよう て学部教授会が審議し、 まず大学院 「大学院」とは各学部のうえにおかれる研究科の総称的なものでしたから、それぞれ (院生) への入学方法ですが、 はそれぞれ学部組織に分かれて所属することになります(第六一条)。 その入学を許可することになっています(第六二条)。ここに 学部の卒業試験に合格した者であれば本人の 願 61 出 は、 日に応じ 現

第六十二条 第六十一条 事項ヲ具シ学部長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス 大学院学生ハ各学部ニ分属シ教官ノ指導ヲ受ケテ学術ヲ研究ス 本学学部所定 ノ試験ニ合格シタル者大学院ニ入ラントスル (『例規集』名古屋帝国大学) ハキ ハ 願 書 三研

◆独自のカリキュラムはない

院生は、 しなかっ 院生は二年間の在学期間中、 大学の所在地以外に住むことや他の職務につくことを原則として禁止されていました たため、 必要に応じて学部の講義・実験に参加できる程度でした(第六六条)。 現在のような組織だてられた大学院独自のカリキュラムが を存在

(第六七条)

第六十四条 大学院学生ノ在学期間 八二年トス但シ研究ノ必要ニ依リ引続キ在学セ ントス

第六十六条 ル者ハ其 ノ旨総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ一 大学院学生ハ指導者及学科担任者ノ承認ヲ経テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席ス 年毎ニ之ヲ許可 ス

ルコトヲ得

第六十七条 但シ当該学部教務ニ従事シ又ハ評議会ニ於テ研究上必要ト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラ 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得 ス

ス

第六十九条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ントスル者ハ在学二年以上ヲ経タル後其 分研

項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

学位ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ付与スルコト (『例規集』名古屋帝国 (大学)

情であった」 ごすことができたように思われます。これに関連して、「大学院学生は、自分でテーマをみつけ、 自学自習しつつ時たま学部教員の個 これらの点からみると、 (稿本名古屋大学五十年史編集委員会編『稿本 おおむね当時の院生は、正規の学生ではありながらかなり自由 一人指導を受けるぐらいで、 名古屋大学五十年史』 ほとんど放置され ってい 第七巻、 た 0) が に過 実



旧制大学院の学位記(江崎計三氏所蔵)

戦後日本の教育および教育制度は、 占領下の教育改革

Q/SCAP

(連合国最高司令官総司

令

G

Н

戦 本法体制 が 間 部)による間接統治のもと、CI&E で再構成され、 後 情報教育局) ら根本的に改革されました。その結果、 0 教育制力 とよば 度は、 学校教育法にもとづく新 れ による強力な指導を受けな る 理 13 念的 わゆる憲法・ 制 度的 教育基 枠 組 (民 2

九 九 四 年) という文系教員 の述懐 が

れ

ています。

戦後の大学院